

令和5年度 幌延町東ヶ丘スキー場安全報告書



幌延町東ヶ丘スキー場

1 利用者の皆様へ

本町の索道事業に対して、日頃よりご理解ご協力をいただき誠に有難うございます。

本町はシーズン中の利用者の安全確保を第一として、索道関係法令を遵守するとともに安全輸送に努めております。本報告書は、鉄道事業法に基づき、輸送の安全確保のための取り組みや安全の実態について、自らを振り返るとともに広くご理解いただくために公表するものです。皆様からの声を輸送の安全に役立てたく、積極的なご意見を頂戴できれば幸いです。

幌延町長 野々村 仁

2 基本方針と安全目標

(1) 基本方針

本町の運営理念の第一は安全確保であります。「安全基本方針」を次のように掲げ、町長以下従事者に周知・徹底しております。

幌延町東ヶ丘スキー場安全管理規程

(輸送の安全を確保するための方針)

第2条 町長、教育長は安全第一の意識をもって事業活動を行える体制の整備に努めるとともに、索道施設及び職員を総合活用して輸送の安全を確保するための管理の方針その他事業活動に関する基本的な方針は次項によるものとし、安全の確保に関する業務の実施状況を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

2 町長、教育長及び職員（職員に準ずるものを含む）（以下「職員等」という。）の安全に係る行動規範（安全の基本理念、安全方針）は次のとおりとする。

- (1) 一致協力して輸送の安全の確保に努めること。
- (2) 輸送の安全に関する法令及び関連する規程（本規程を含む。以下「法令等」という。）をよく理解するとともにこれを遵守し、厳正、忠実に職務を遂行すること。
- (3) 常に輸送の安全に関する状況を理解するよう努めること。
- (4) 職務の実施に当たり、推測に頼らず確認の励行に努め、疑義のある時も安全と思われる取り扱いをすること。
- (5) 事故、事故のおそれのある事態、災害その他輸送の安全確保に支障を及ぼすおそれのある事態（以下「事故・災害等」という。）が発生したときは、人命救助を最優先に行動し、すみやかに安全適正な処置をとること。
- (6) 情報は漏れなく迅速、正確に伝え、透明性を確保すること。
- (7) 常に問題意識を持ち、必要な変革に果敢に挑戦すること。

3 第1項の方針に基づき策定した索道施設及び職員等に係る安全性の維持、向上のための施策は、適宜見直すものとし、当該施策及びこれに基づく取り組みの実績その他安全に関する情報については、毎年度、これを取りまとめ安全報告書として公表する。

(2) 安全目標

索道輸送安全目標（令和3年～令和7年）は次表のとおりです。令和5年度においては、索道人身事故はありませんでしたが、引き続き、目標達成に向けて取り組んでまいります。

区分	項目	内容
定量的な目標	設備不具合による事故	乗客の死亡を伴う事故を発生させない。
	人身障害事故	発生させない。

3 事故等の発生状況とその再発防止措置

(1) 索道運転事故（索道人身障害事故）

令和5年度、国土交通省への索道運転事故報告はありませんでした。

(2) 災害（地震や暴風雨、豪雪など）

令和5年度、災害による索道の運転停止はありませんでした。

なお、積雪不足の影響により、当初予定していたよりも約1カ月遅れでオープンしております。

期間中は、暖気によるゲレンデ状況悪化のため3日間（20時間）、暴風雪等の影響により1日間と3時間30分（9時間30分）索道の運転を停止しております。

(3) インシデント（事故の兆候）

令和5年度、国土交通省へのインシデント報告はありませんでした。

(4) 行政指導等

令和5年度、北海道運輸局からの行政指導はありませんでした。

4 輸送の安全確保のための取組み

(1) 人材教育

本町では輸送や利用者の安全に役立つよう、従事者に対しシーズン営業開始前に施設及び取り扱いに関する安全教育を実施しております。また、従事者は、数年に一度、普通救命講習会を受講し、応急処置等に対応できるようにしております。

(2) 緊急時対応訓練

毎年、シーズン営業開始前に、職員・従事者一同で救助訓練を実施しております。また、年に1回ゲレンデでの事故（他スキー場で実際に起きた事故）を想定した救助訓練を消防、警察及びスキーパトロール員と連携して行っていましたが、令和5年度は暖気の影響によるゲレンデ状況の悪化のため実施することができませんでした。



安全教育実施



従事者による救助訓練

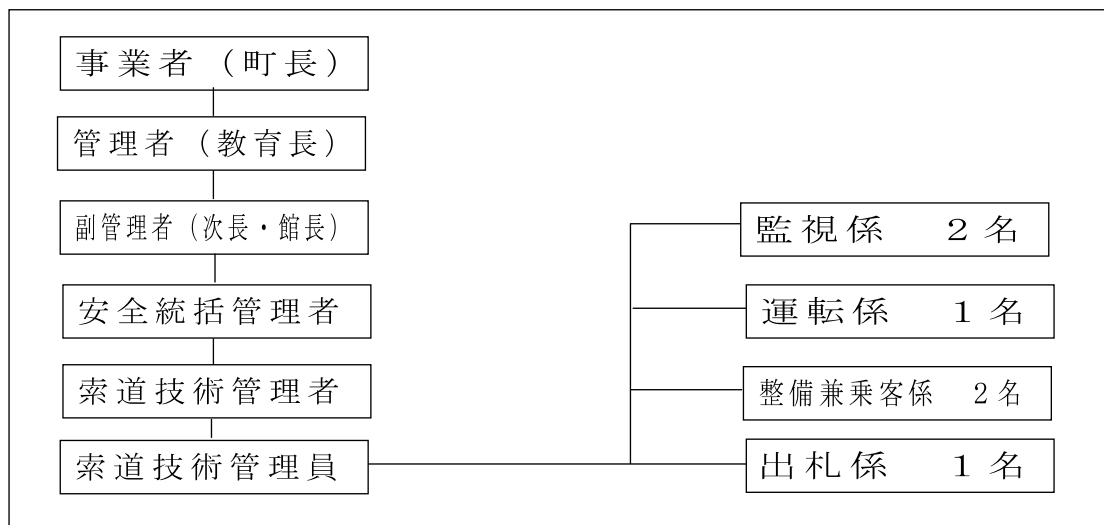


(3) 安全のための投資と支出

安全の維持・向上のため、施設は必要に応じて修繕いたします。また、各装置のオイル交換やグリスアップなど消耗部位の整備や、専門業者による点検を実施しております。

5 本町の安全管理体制

町長をトップとする安全管理組織を構築し、各責任者の責務を明確にしています。



- (1) 安全統括管理者…索道事業の輸送の安全の確保に関する業務を統括する。
- (2) 索道技術管理者…安全統括管理者の指揮の下、索道の運転の管理、索道施設の保守の管理その他の技術上の事項に関する業務を統括する。
- (3) 索道技術管理員…索道技術管理者の指揮の下、索道の運転の管理、索道施設の保守の管理その他の技術上の事項に関する業務を管理する。

6 利用者の皆さまとの連携とお願い

(1) 利用者の皆さまからのご意見

令和5年度のシーズン中は、特段利用者からのご意見はございませんでしたが、令和6年度シーズンに向け、何かございましたらご連絡願います。

(2) リフト乗車時の注意事項

- ① 乗り方に慣れないお客様は、係員にそのことを申し出てください。
- ② 空き缶・煙草の吸殻・その他の物品を乗っているリフトから投げ捨てないでください。
- ③ 搬器から飛び降りたり、搬器を揺らさないでください。
- ④ 衣服・携帯品・髪の毛などが、施設に巻きつかないように注意してください。
- ⑤ 新型コロナウイルス感染対策防止について、ご理解ご協力をお願いします。
- ⑥ その他、係員の指示に従ってください。

7 ご連絡先

安全報告書へのご感想、本町の安全への取組みに対するご意見をお寄せください。

〒098-3207 北海道天塩郡幌延町宮園町1番地 幌延町教育委員会 社会教育係 TEL (01632) 5-1117 FAX (01632) 5-1749	〒098-3221 北海道天塩郡幌延町栄町5番地 幌延町総合体育館 TEL (01632) 5-2111 FAX (01632) 5-2112
--	---